岐

目

告

示

次

知事指定薬物の指定

岐阜県告示第三百三十六号

号 外

和

二 年 八 月二十六日

令

告

示

ペ ージ 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下

(薬務水道課)

「条例」という。) 第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するの

令和二年八月二十六日

岐阜県知事

古

田

で、同条第四項の規定により告示する。

知事指定薬物の名称

1 及びその塩類(通称 四 メチル ー フェニル ニ P i H P, (ピロリジン ー イル) ペンタン ー オン P H i P

2 フェニルプロパンアミド及びその塩類(通称Furanylethylfenta {ー [二 (フラン 二 イル) エチル] ピペリジン 四 イル) Ν

3 二 (二・五 ジメトキシ 四 メチルフェニル) 二 メトキシエタンアミン nyl FUEF)

及びその塩類(通称BOD、 N フェニル N [一 (二 フェニルエチル) ピペリジン 四 イル] ニ METHOXY 2C D

メチルプロパンアミド及びその塩類 (通称Isobutyrylfentany

シナフタレン 一 イル) メタノン及びその塩類 (通称CHM 〇八一) [一 (シクロヘキシルメチル) 一H インドール 三 イル] (四 メトキ

指定の理由

5

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれが

外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

号

令和二年八月二十六日

発行